

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
京都府知事 様	令和 7年 6月 3日
受付 第 号 - 7. 6. 03 京都府中丹西保健所	
提出者 住 所 大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目5番17号 氏 名 日本赤十字社近畿ブロック血液センター 所長 木村 貴文 電話番号 0773-27-9501 (福知山分室)	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	日本赤十字社近畿ブロック血液センター 福知山分室
事業場の所在地	京都府福知山市長田野町1丁目31-1
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	医療業
② 事業の規模	血液事業 (2025年5月現在の保管量 原料血漿：約30万L、保管検体：約2000万本) 主に近畿、中四国、東海北陸で採血された原料血漿の貯留保管および保管検体の保管
③ 従業員数	12名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	廃棄対象の原料血漿の発生 保管期間満了の保管検体の発生 ↓ 冷凍庫内で区分保管 ↓ 専用容器(20L)に封入し専用保管庫(施錠管理)に保管 ↓ 京都環境保全公社(株)に引き渡し(委託)(1~2回/週) ↓ 京都環境保全公社(株)にて最終処分(運搬、焼却、埋立)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

所長（日本赤十字社近畿ブロック血液センター）



総務部長（日本赤十字社近畿ブロック血液センター）



総務企画課長（日本赤十字社近畿ブロック血液センター）



用度担当参事（日本赤十字社近畿ブロック血液センター）



特別管理産業廃棄物管理責任者（日本赤十字社近畿ブロック血液センター 福知山分室）



保管業務課長（日本赤十字社近畿ブロック血液センター 福知山分室）



保管業務係長・保管管理係長（日本赤十字社近畿ブロック血液センター 福知山分室）



廃棄作業担当者（日本赤十字社近畿ブロック血液センター 福知山分室）

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	68.759 t	t
	(これまでに実施した取組) 福知山分室にて制定された感染性廃棄物処理マニュアルに従い、他の廃棄物が混入し感染性廃棄物が増加することのないよう努めている。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	70 t	t
	(今後実施する予定の取組) 感染性廃棄物処理マニュアルに関する定期的な教育訓練を担当者に対して行い、感染性廃棄物の発生抑制に努める。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別について規定された感染性廃棄物処理マニュアルに従い、適正な分別に努めている。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物処理マニュアルに関する定期的な教育訓練を担当者に対して行い、適正な分別の徹底に努める。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（ 令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	68.759 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	68.759 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	福知山分室にて制定された感染性廃棄物処理マニュアルに従い、適正な処理を行い、感染廃棄物の発生抑制、適正な分別等に努めている。また、同マニュアルに基づいて、委託業者への実地確認を年1回行い、契約書どおり処理されているか確認している。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全 処 理 委 託 量	70 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	70 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 感染性廃棄物処理マニュアルに関する定期的な教育訓練を担当者 に対して行い、感染廃棄物の発生抑制、適正な分別等に引き続き努 めていく。また、同マニュアルに基づいた委託業者への実地確認を行 い、契約書どおり処理されているか確認する。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	68.759 t	
	(今後実施する予定の取組等)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。